

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 1 7 号

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 7 の項の次に次の 2 項を加える。

4 7 の 2 法第 8 6 条の 7 第 1 項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
4 7 の 3 法第 8 6 条の 7 第 1 項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査	1 件につき 2 7, 0 0 0 円

別表 4 8 の項中「（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。